

役員報酬・役員退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶愛会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬・退職慰労金等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

2 常勤役員等（週3日以上勤務する者または以下の方法により、常に業務執行を行っていると言議員が認めた者をいう。

(1) 常時、役職員との面談・会話等が可能であること。

(2) 電話・電子メール等を活用して常に業務把握・決済・指示・交渉等が行える状態にある事。

3 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職慰労金は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 退職慰労金については別表2に定める計算式により支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第3に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表4に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表5の定めによる。

2 職員を兼ねている役員が退職した場合には、職員の退職金規程により支払い、この規程による退職慰労金は支給しない。但し、理事長と職員を兼務している場合は、職員退職金規程及びこの規程により支払う。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規定第5条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、必要の都度支払うものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
- 4 退職慰労金の支払い時期は、理事会の議決により決定する。

(常勤役員等の報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(死亡退職慰労金)

第8条 在任中に死亡した場合には、第2条、第3条、第7条を元に計算された額に30%加算した額を死亡退職慰労金として支給する。

- 2 死亡退職慰労金は遺族に支給する。

(退職慰労金の減額又は支給停止)

第9条 退任した役員のうち、在任中に法人に重大な損害を与えた者には、これを減額又は支給停止とすることができる。

- 2 解任された役員には、これを支給しない。
- 3 法人の財務運営に支障をきたす恐れがある場合には、これを減額又は支給停止することができる。
- 4 第1項から第3項の規定は、いずれも理事会の議決により決定し、決定後最初に開催される評議員会に報告する。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、理事会及び評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年度定時評議員会終了後より施行し、社会福祉法人慶愛会役員の報酬等に関する規程は廃止する。

附則 この規程は、令和2年10月1日から施行し役員等報酬規程は廃止する。

附則 この規程は、平成3年6月理事会及び評議員会で決議後に施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

区分	月次報酬の額
理事長	500,000円

別表2（常勤役員等の役員退職慰労金算定式）

（1）算出方法は、以下の通りとする。

月次報酬の額×在任年数×功績倍率

※上記在任年数は1年単位とし、端数は月割りとする。1か月未満は切り上げる。

（2）上記功績倍率は以下のとおりとする。

理事長 2.0倍

（3）非常勤役員・役員兼職員の在任期間は、この慰労金の在任年数に含めない。

（4）上記（3）に係らず、理事長と職員を兼務している場合には、別表5に定める額を月次報酬の額とする。

別表3（非常勤役員等の報酬）

区分	額
非常勤の役員等	年額 20,000円
	理事会・評議員会への出席 1日3,000円
その他	業務の内容、交通費の実費等を勘案してその都度理事長が定める。

別表4（役員等が法人業務のため旅行したとき）

（1）その業務が、法人所在地より出発時間を含め4時間以内に終了するとみ見込めるもの。

①日当を2,000円支払う。

②自家用車を使用した場合は職員の規定により支払う。（走行km÷10×燃料購入単価）

③公共交通機関利用の場合は実費。

（2）兼務職員については、職員の規程により支払う。

別表5（当法人職員給与との併給）

区分	額
理事長	月額 200,000円
非常勤の役員等	年額 20,000円